

小松市林野火災の予防に関する規程（閲覧用）

（目的）

第1条 本規程は、小松市火災予防条例（昭和37年小松市条例第11号、以下「条例」という。）第29条の8に規定する（林野火災に関する注意報（以下「注意報」という。））や同条例第29条の9に規定する林野火災に関する警報（以下「警報」という。）の発令及び運用に関し必要な事項を定めることにより、林野火災予防の実効性を高め、もって市民の生命・身体及び財産並びに森林資源の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 本規程における用語の定義は、条例の例による。

（注意報の発令）

第3条 注意報の発令指標は、前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下で、かつ、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下であった場合とし、市長が発令するものとする。ただし、当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合には、発令しないことも可能とする。

（注意報の発令中における火の使用の制限の努力義務の対象となる区域の指定）

第4条 条例第29条の8第3項で指定する区域は、別表のとおりとする。

（警報の発令）

第5条 警報の発令指標は、注意報の指標に加え、強風注意報が発表された場合とし、市長が発令するものとする。

2 警報と注意報は同時に発令することができるものとする。

3 警報が発令された場合において、同時に注意報が発令された場合若しくは現に注意報が発令されている場合において、注意報はなおその効力を有するものとする。

(警報の発令中における火の使用を制限する区域の指定)

第6条 条例第29条の9第1項で指定する区域は、別表のとおりとする。

(周知)

第7条 消防長は、車両広報、防災行政無線、インターネット媒体等を活用し
市民広報を行うものとする。

2 消防団長は、車両広報を行うものとする。

(解除)

第8条 第3条及び第5条の発令指標を下回り、林野火災が発生するおそれ
なくなつたと判断した場合には、発令者は注意報及び警報を解除するもの
とする。ただし、解除については、前条に規定する周知を実施しないことが
できるものとする。

(監視体制の強化)

第9条 警報発令時、消防長及び消防団長は、別表に指定する区域における巡
視警戒を実施するものとする。

(林野火災発生時の対応)

第10条 消防長は、林野火災が発生した際、人命救助を最優先に消火活動を行
うとともに、延焼拡大する恐れがある場合、直ちに住民の避難誘導を行い、
消防団、近隣消防、消防防災ヘリ等の関係機関に応援要請を行う。

(委任)

第11条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和8年1月1日から施行する。

別表（第4条，第6条関係）

地 区	対 象 町 名
安宅地区	安宅町・義仲町
牧地区	安宅新町・浮柳町・草野町・浜佐美本町
第一地区	若杉町・八幡
苗代地区	千木野町・吉竹町
蓮代寺地区	三谷町・東山町・本江町・蓮代寺町
日末地区	日末町・浜佐美町
国府地区	鶴川町・立明寺町・遊泉寺町・里川町
中海地区	中ノ峠町・嵐町・上麦口町・麦口町・原町・桂町・岩渕町 ・中海町・軽海町・正連寺町
金野地区	麻島町・江指町・大野町・金平町・金野町・五国寺町・花坂町
西尾地区	池城町・岩上町・尾小屋町・観音下町・沢町・塩原町・西俣町・布橋町・波佐羅町・松岡町・新保町・花立町・丸山町
波佐谷地区	赤瀬町・上り江町・打木町・大杉町・瀬領町・長谷町・波佐谷町
木場地区	木場町・木場台
栗津地区	栗津町・井口町・おびし町・小山田町・白山田町・津波倉町・戸津町・西荒谷町・西原町・馬場町・日用町・牧口町 ・湯上町
那谷地区	滝ヶ原町・那谷町・菩提町
矢田野地区	二ツ梨町・上荒屋町

備考 各地区のうち対象となる範囲は，森林法（昭和26年法律第249号）第5条第2項第1号の規定により県知事が指定する森林の区域とする。